

平成30年度 利用料金のめやす※介護保険1割負担の方 【小規模多機能ホーム お多福】

介護度	1ヶ月あたりの自己負担金目安					介護保険給付対象外サービス		
	自己負担金	サービス提供体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算	介護職員処遇改善加算	合計(1ヶ月)	食費(1日)	水光熱費(1日)	宿泊費(1泊)
要支援1	3,403円	640円	1,000円	383円	5,426円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要支援2	6,877円	640円	1,000円	647円	9,164円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護1	10,320円	640円	1,000円	909円	12,869円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護2	15,167円	640円	1,000円	1,277円	18,084円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護3	22,062円	640円	1,000円	1,801円	25,503円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護4	24,350円	640円	1,000円	1,975円	27,965円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円
要介護5	26,849円	640円	1,000円	2,165円	30,654円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	200円	1,800円

◇算定される加算について

加算名	目的	費用負担(1ヶ月)
サービス提供体制強化加算(I)イ	職員の専門性やキャリアの向上を図り、より良いサービスの提供に努めます。	640円
総合マネジメント体制強化加算	サービス計画書について随時、評価・見直しを行い利用者の生活全般の支援、地域との交流も計画的に行うことで加算されます。	1,000円
介護職員処遇改善加算	加算算定要件を満たす施設において、介護職員の根本的な処遇を改善するために加算を算定し、適切なサービスの質の保持に努めます。 ※加算の状況により費用の変更があります。	要支援1 560円 要支援2 945円 要介護1 1,328円 要介護2 1,866円 要介護3 2,631円 要介護4 2,885円 要介護5 3,162円

◇上記以外に該当した場合は下記加算が算定されます。

加算名	目的	費用負担
看護職員配置加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) ※いずれか	看護師を国の基準以上に配置し、かつ病院等と連携をとりながら利用者の医療的な管理を適切に行うことで加算されます。 (注)看護師の資格、勤務時間数で算定項目が変わります。	1ヶ月 (Ⅰ)900円 (Ⅱ)700円 (Ⅲ)480円
訪問体制強化加算	訪問を担当する職員を基準以上に配置し、訪問サービスを積極的に行い、在宅生活を支援することで加算されます。	1ヶ月 1,000円
初期加算	利用開始後、30日間を限度にご本人の心身の状況把握を行うことで加算されます。	1日 30円
認知症加算 (Ⅰ)	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者の受け入れを行った場合に加算されます。	1ヶ月 800円
若年性認知症利用者受入加算 (H30.4～新設)	若年性(65歳未満)認知症利用者の受け入れを行い、個別の担当者を設けることで加算されます	1ヶ月 (介護)800円 (予防)450円
看取り連携体制加算	医師が終末期であると判断した利用者について、医師・看護師・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えることができるようケアを提供することを目的とします。	死亡及び死亡日以前 30日以下 1日 64円 (死亡月に加算)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ) ※いずれか	訪問リハビリ若しくは通所リハビリを実施している事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が認知症対心型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行います。	(Ⅰ)100単位/月 (Ⅱ)200単位/月
栄養スクリーニング加算	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談助言を含む)を介護支援専門員・介護職員と情報共有します。	5単位/回 ※6ヶ月に1回を限度